

## HRストラテジスト養成講座 第6期 受講規約

この受講規約（以下「本受講規約」といいます。）は、株式会社ICMG（以下「ICMG」といいます。）が提供するHRストラテジスト養成講座（以下「本養成講座」といいます。）に関する規約であり、本養成講座に申し込んだ者は、本受講規約の各条件を承諾することにより、本受講規約に則って、本養成講座の受講が可能となります。

### 1. ICMGが提供するサービスの内容

申込者又は申込企業（以下「申込者」といいます。）から申込みのあった受講者（以下「受講生」といいます。）に対する本養成講座の提供

### 2. 本養成講座提供期間（契約期間）

2024年4月 25日 ～ 2025年 3月 31日

### 3. 本養成講座の内容

- (1) ワークショップ内容
  - ・コーディネーターであるICMG 若林豊（以下「コーディネーター」といいます。）、外部専門講師などによる講義、他社受講生との意見交換、ディスカッション
- (2) インターバル・トレーニング内容
  - ・基礎知識の事前習得や、ワークショップで得た知識の実践練習（一部経営書籍、e-learning活用）
- (3) 個別コーチング
  - ・受講者各人が企画する人事施策等について相談にのり、個人コーチングを提供。受講者同僚等を含むグループ・コーチング、テーマ勉強会などへの振替応相談
  - ・個別コーチングは、コーディネーターを含むICMGのコーチ陣が担当。各インターバル期間中に1回、1回あたり90分までのコーチングを全5回提供（グループ・コーチングの場合は原則60分）

### 4. 受講費用

法人申込：24万円（税別）

個人申込・一部自己啓発会社補助：20万円（税別）／個人申込・全額個人負担：12万円（税別）

\*全額個人負担の場合は受領書類等の発行はいたしません

※この金額には、消費税および立替経費（宿泊費、食事費、交通費、等）を含みません。ワークショップやインターバル・トレーニングのためコーディネーター及びICMGのコーチ陣に交通費等の経費が発生する場合には、事前に相談のうえ、上記受講費用とは別に実費請求させていただきます。

例) 受講者オフィスでのグループ・コーチング要望があった場合の移動交通費など

### 5. 各種条件

#### (1) 契約形態

本養成講座に係る契約（以下「本契約」といいます。）は、成果物なしの準委任契約です。

#### (2) 責任の制限

ICMGは、受講者が本養成講座を受講することによって、申込者のビジネスに一定の成果がもたらされることを保証するものではありません。本契約に係るICMGの損害賠償の範囲は、ICMGの故意又は過失により直接かつ現実に発生した通常損害に限られるものとし、ICMGが受領した費用金額を限度とします。

#### (3) 開催中止または変更

ICMGは、受講者の人数、属性、担当業務等を総合的に勘案し、本養成講座の実効性を確保できないと判断した場合には、その開催を中止し、又は当初予定していた本養成講座の内容を変更することができるとします。この場合、ICMGは遅滞なくその旨を本養成講座に申し込んだ者又は企業（以下「申込者」といいます。）へ連絡します。本養成講座が中止された場合は、申込者及びICMGは、相手方に対し、中止された本養成講座に関して費用・報酬・補償金等名目のいかなを問わず、何らの請求もすることができないものとします。ICMGの都合により、当初予定していた本養成講座の時間・回数が増減が発生した場合、申込者・ICMGにおいて上記費用を協議のうえ、改めての費用の金額を定めるものとします。

#### (4)キャンセル規定

申込者の都合によって本養成講座の受講をキャンセルする場合は、次のキャンセル料が発生し、申込者はICMGからキャンセル料の請求を受けた日から30日以内にICMG指定の銀行口座に振り込んで支払います。振込手数料は申込者の負担とします。

- ・ キックオフの10営業日前および以降にキャンセルする場合 受講料の20%
- ・ キックオフの5営業日前および以降にキャンセルする場合 受講料の40%
- ・ キックオフ開催以降にキャンセルする場合 受講料の100%

なお、(3)に基づいて、本養成講座が中止された場合、本キャンセル規定の適用はありません。キャンセル料を支払後に本養成講座が中止された場合、ICMGは、直ちに当該キャンセル料を申込者へ返還します。

#### (5)契約の解除

ICMGは、申込者が以下の事由に該当する事態が生じたときは、申込者へ何らの通知催告なく本契約を解除し、本養成講座の受講を拒否することができます。

- ・ 本受講規約の各条件に違反したとき
- ・ 信用状態の悪化又はICMGに対して虚偽の情報を提供するなど不正の行為等が発生し、ICMGが本契約を継続しがたいと判断したとき
- ・ 暴力団等の反社会的勢力であること、又は反社会的勢力に関与・協力したことが判明したとき

#### (6)解除時の費用清算

(5)に基づいてICMGが本契約を解除した場合、解除日までに提供された受講者に対する費用及び立替経費ならびに解除に伴う合理的な費用の金額を申込企業・ICMG協議のうえ決定し、申込企業はICMGに対し協議のうえ決定した金額を遅滞なく支払うものとし、

#### (7)情報管理

- ・ 受講者が本養成講座で開示する情報については、申込者自身が管理責任を負い、ICMGはその責任を負わないものとします。
- ・ 受講者は、本養成講座において知り得た情報を第三者（申込企業の役員・従業員は除く）に提供することはできません。
- ・ 本養成講座の様子を録音録画することは、ICMGの同意がない限り行うことができません。

#### (8)知的財産権

ICMGが本養成講座で提供する文書、印刷物、ノウハウ、アイディア等（以下「本件資料等」といいます。）に関する著作権又はその他一切の知的財産権は、全てICMG又は第三者に帰属します。申込者又は受講者は、これらの権利を侵害する一切の行為をおこなってはなりません。また、ICMGは申込者又は受講者に対し、これらの権利の全部又は一部を譲渡・使用許諾するものではありません。

#### (9)競業の禁止

申込者は、本養成講座の提供によって知り得たICMGの一切の情報、ノウハウ、アイディアを業として第三者に提供しないものとし、本契約終了後もこれを遵守します。

#### (10)特約条項

- ・ 申込者は、受講者を本養成講座に全て出席させたうえ、主体的に取り組むよう働きかけを行います。が、やむを得ず受講者の出席が難しくなった場合、速やかにICMGに連絡しなければなりません。
- ・ 本養成講座は、受講者がプログラム通り参画することで実効性が担保される設計にしているため、申込者は、出席が困難になった受講者の代わりに者を本養成講座に参画させることはできません。
- ・ 本養成講座受講開始後、申込者又は受講者の都合により、ワークショップ及びコーチングの各回数・各時間が減少したり、本養成講座の受講を取りやめたりしても、ICMGは減少分又は取りやめた分に相当する費用は返還いたしません。
- ・ 本養成講座の受講希望者が多数にのぼった場合は、抽選にて受講者を決定します。

#### 6. 支払条件

・ ICMGは、申込者による本養成講座への申込を確認した後、申込者に対し、上記費用に係る請求書を送付します。申込者は、請求金額を原則として請求書に記載の期限までにICMG指定の銀行口座に振り込んで支払います。なお、振込手数料は申込企業の負担とします。

・ 立替経費（宿泊費、食事費、交通費、等）が発生する場合、申込者はICMGから請求を受けた日から30日以内にICMG指定の銀行口座に振り込んで支払います。振込手数料は申込者の負担とします。

以上